

## 住民監査請求（特別区の設置についての住民投票 2）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 27 年 10 月 30 日及び 11 月 2 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（本市の住民であることが確認できた 108 人）に通知した。（却下）

なお、請求書に記載された住所及び氏名に基づき住民票の照会を行ったが、大阪市の住民であることが確認できなかった 7 人については、その旨通知した。（却下）

### 1 請求の内容

#### （1）請求の要旨

市長ならびに大阪府市大都市局長は「特別区設置協定書」に関する住民説明会を開催し、その経費 2 億 3 千 885 万 998 円を支出した。また、市長ならびに選挙管理委員会委員長は「特別区設置協定書」の賛否に関する住民投票を実施し、その経費 6 億 3 千 496 万 3 千円を支出した。

住民投票の結果は、「協定書」への反対が多数を占めた。ところが、市長及び維新の会は、11 月の市長選で「都構想」を争点とすると表明している。これは、「特別区設置協定書」が批准されなかった市民の選択を否定し、市民に約束した「決着をつける」をないがしろにする行為である。

市長は、住民投票という民意を、行政不服審査や無効訴訟、または市議会の議決などという手続きを経ることなく、反故にするという「公権力の行使」を發動している。

住民投票によって、当面は現行大阪市制度の下で、市政と市民生活を享受するという市民の安全、安心が侵された。また、市民ならびに市会各派は「決着のついた」「特別区設置協定書」に再度の対応を迫られ、市長選挙にも再度の混乱が持ち込まれ、市政の渋滞を招くのは必至の状況である。

よって、市長は、市長選において「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うこと。

さらに、市長選告示日までに前記撤回がない場合、市長、大阪府市大都市局長及び選挙管理委員会委員長は連帯して、必要のなかった上記経費の返還を求める。

#### （2）監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由

監査委員には利害関係人が存在する。また、類似の監査請求にかかわっており、事実認定及び監査結果の推敲に予断を除去していただきたい。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、市長が、大阪市長選挙告示日までに「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うことを求め、撤回しない場合、平成 27 年 5 月 17 日に実施された大阪市における特別区の設置についての住民投票（以下「住民投票」という。）により特別区の設置が否決されたにも関わらず、市長が、本年 11 月 22 日に実施される大阪市長選挙において、いわゆる「都構想」を再度の争点にすることを表明したことにより、既に行った住民投票及び住民説明会に支出した経費が不当なものとなることから返還すべきである旨主張する。

しかしながら、請求人が求めている、市長の発言を撤回させることや記者会見を求めることは、住民監査請求制度が予定している措置にはあたらない。

そうしたことから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。